

# 令和8年度つくば市高齢者等買物支援事業補助金交付対象者公募要領

## 1 目的

身近な商店の減少や高齢化等により、日常生活に必要な食料品及び日用雑貨品等の買物が困難な状況に置かれた高齢者等を支援するため、つくば市高齢者等買物支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付対象者を募集する。

## 2 補助金の内容

- (1) 補助事業名 つくば市高齢者等買物支援事業
- (2) 補助事業者数 1事業者
- (3) 補助事業期間 令和8年4月から令和9年3月末日
- (4) 補助金額 移動販売車1台につき、上限200万円  
(移動販売車2台 400万円上限)
- (5) 補助対象経費
  - ア 移動販売を行う販売員の人事費
  - イ 備品購入費
  - ウ 宣伝広告費

## 3 補助事業対象者

次の各号をいずれにも該当する法人とする。

- (1) 市内に事務所又は事業所を有すること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 次のいずれにも該当する事業を実施すること。
  - ア 市長が別に指定する7つの日常生活圏域の80か所以上で移動販売を行うこと。
  - イ 鮮魚、精肉及び青果品を移動販売で取り扱うこと。

- ウ 週6日以上移動販売を行うこと。
- エ 買物をする高齢者等の見守り（高齢者等の様子を気にかけ、その変化等について市に情報提供を行うこと等をいう。）を行うこと。
- オ 市、社会福祉法人つくば市社会福祉協議会、市の地域包括支援センター等の関係機関との連携を行うこと。
- カ 買い物をした高齢者等の満足度調査を行うこと。

#### 4 移動販売実施場所

- (1) 移動販売を行う場所は、つくば市が地域を選定したうえ、事業者と協議し、決定する。
- (2) 移動販売を行う場所は、地元小売事業者や他移動販売事業者に配慮すること。

#### 5 審査までのスケジュール

実施内容	実施期日
公募開始	令和8年（2026年）2月2日（月）
実施要領に関する質疑受付	令和8年（2026年）2月2日（月）～2月5日（木）
質疑回答	令和8年（2026年）2月6日（金）
募集期間	令和8年（2026年）2月2日（月）～2月27日（金）
選定委員会の開催	令和8年（2026年）3月上旬（ヒアリングの実施予定）
審査結果の通知	令和8年（2026年）3月下旬（予定）

#### 6 質問方法等

- (1) 受付期間  
令和8年（2026年）2月2日（月）9時から2月5日（木）16時まで
- (2) 提出方法  
電子メールにて、質問書（様式2）を下記のメールアドレスに送信すること。

(3) 回答方法

令和8年（2026年）2月5日（木）までに質問のあった法人にはメールで回答し、市のホームページでも公開する。

## 7 応募方法

(1) 提出書類

ア 応募申込書（様式1）

イ 販売商品（様式3）

ウ 販売商品を調達する店舗の名称及び所在地（様式4）

エ 予定している移動販売車両（写真）

オ 移動販売ルート提案書（様式5）

カ 実施体制（様式6）

キ 収支計画表（様式7）

ク 移動販売事業実績表（様式8）

ケ 感染症対策・地域包括ケアシステム等に関する考え方（様式9）

コ 市税の滞納がないことを証明する書類

(2) 提出部数

正本1部、副本1部の合計2部提出すること。

(3) 提出期間

令和8年（2026年）2月2日（月）9時から2月27日（金）16時まで

(4) 提出先

つくば市福祉部地域包括支援課

(5) 提出方法

事前に電話で来庁日を連絡し持参、または郵送（必着）、メールいずれかで提出すること。

## 8 審査

### (1) 選定委員会の設置

透明性及び公平性を確保し適正に補助対象者を選定するため、つくば市高齢者等買物支援事業補助金交付対象者選定委員会を設置し、同選定委員会において提案内容の審査及び評価を実施し、その点数が満点の6割以上である事業者のうち、本業務の履行に最も適した補助対象者を選定する。

### (2) 審査の基準

審査基準の概要は次のとおりとする。

評価項目	着眼点・視点
商品充実度	販売商品が充実しているか。 要件である生鮮三品を取り扱っているほか、加工食品や日用品が充実しているか。
サービス	サービスが充実しているか。 (例: 要望を受けた商品の取り寄せ、足の不自由な方向けのお届け等)
販売ルート	多くの場所で移動販売を実施できるか。 買い物困難な高齢者に配慮した販売ルートか。
採算性	移動販売事業を安定して実施できる収支計画になっているか。 採算性確保のための工夫があるか。
実施体制	安定的に移動販売事業を実施する体制が整っているか。 移動販売従事者は移動販売の経験があるか。
実績	実績があり、移動販売に関するノウハウを多く有しているか。 (例: 効果的な販売方法、売れ筋商品に関するデータ保持)
その他	感染症対策を講じているか。 地域包括ケアシステム等に関する考えが述べられているか。 (例: 高齢者の見守り、市や社会福祉協議会等とのネットワーク)

(4) 選定結果の通知

選定結果については、つくば市高齢者等買物支援事業補助金交付対象者選定審査結果通知書（様式 10）を通知する。

9 その他

補助金交付対象者に選定されたことをもって補助金の交付決定をするものではなく、必要に応じて市と協議を行い、事業計画を調整した後、補助金の交付申請をし、市の審査を経て交付決定となる。

10 担当部署（問合せ先）

〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目 1 番地 1

つくば市福祉部地域包括支援課

TEL:029-883-1111（内）1244 FAX:029-868-7638

E-mail:wef060@city.tsukuba.lg.jp

附則

（施行期日）

この要領は、令和 7 年（2025 年）12 月 5 日から施行する。